

奄美市総合計画審議会条例 (平成20年9月30日条例第25号)

最終改正:平成24年3月14日条例第1号

改正内容:平成24年3月14日条例第1号 [平成24年3月14日]

○奄美市総合計画審議会条例

平成20年9月30日条例第25号

改正

平成24年3月14日条例第1号

奄美市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市行政の長期的かつ総合的な計画を樹立するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、奄美市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、奄美市総合計画について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体の役員及び職員 6人以内

(2) 識見を有する者 6人以内

(3) 地方自治法第18条に定める選挙権を有する者で、公募に応じた者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る期間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年奄美市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第21号及び別表中「総合開発審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

附 則 (平成24年3月14日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。